

# 感染症による対応について

学校や幼稚園などの集団では、ひとたび感染症が発生すると、あっという間に病気が広がってしまうことがあります。このため、「学校保健法」に倣って、伝染病に罹っている場合は、スピカを利用できないケースがあります。また、対象の伝染病に罹患した場合、医師の許可がでるまで利用は禁止となります。

利用停止期間は学校保健法施行規則によって、伝染病を3種に分けて規定しています。

分類	伝染病の種類	出席停止期間
第1種	「感染症予防法」1類・2類	その病気が治癒するまで
第2種	飛沫感染する伝染病	出席停止期間の基準を規定
第3種	活動を通じて流行を広げる可能性がある伝染病	医師の判断や条件により異なる

- ① 第1種については、感染症予防法により、発症すると入院・治療し、**完治するまで退院できないので、その間は利用できません。**
- ② 第2種にかかった場合は、学校に届け出て、定められた出席停止期間に従って、**医師の許可が出るまで家庭で安静にします。**
- ③ 第3種については、出席停止期間の個別の基準はありません。「病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで」となっていますので、**症状によって利用してもよいと医師が判断した時は利用できます。**

## 【出席停止期間の算定の考え方】

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定します。  
「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおりです。

月	火	水	木
解熱	解熱1日目	解熱2日目	解熱3日目



月曜日に解熱した場合、この間に発熱がない場合は木曜日から登校が可能となります。ただし、第二種感染症の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではありません。

**本人に発症がなく、家族が発症した場合も、同様の対応になります。**  
**スピカ独自の対応になりますが、ご協力をお願いします。(本人に保菌の可能性が予想されるため)**

学級閉鎖の場合、学級閉鎖解除後に利用可能となりますが、**学校の指定日が1日であっても、その日から3日間の利用も控えてください。(保菌の可能性が予想されるため)**

木	金	土	日	月
学校より明日から学級閉鎖の連絡 《スピカ利用可》	学級閉鎖(学校指定日初日) 《スピカ利用不可》	学級閉鎖の指定なし(閉鎖より2日目) 《スピカ利用不可》	学級閉鎖の指定なし(閉鎖より3日目) 《スピカ利用不可》	学級閉鎖の指定なし(閉鎖より4日目) 《スピカ利用可》

**※学校に通っていない児童に関しては、学級閉鎖等に関係なく利用可能です。**

◆第2種《 放置すれば流行が広がってしまう可能性がある飛沫感染する主要な感染症 》

病 名	おもな症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間	備 考
インフルエンザ (鳥インフルエンザ等を除く)	高熱(39～40℃) 関節や筋肉の痛み 全身倦怠感 咳・鼻水・のどの痛み	気道 接触 飛沫	1～3日	発熱後3～4日	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後2日を経過するまで	肺炎や脳炎などの合併症に注意。 発熱や意識の様子に気をつける。
百日咳	コンコンという 短く激しい咳が続く	飛沫 気道	1～2週	1～4週間	特有の咳が出なくなるまで、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	3歳以下の乳幼児は肺炎をを合併することがある。
麻疹 (はしか)	目の充血・鼻汁とともに発熱 口内に白い斑点 ↓ 一旦解熱して再び高熱が出たとき全身に発疹	飛沫	9～12日	発疹の出る前 5日～ 出た後 3, 4日	熱が下がった後3日を経過するまで	肺炎や脳炎を発症することがある。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱 耳の前下部の腫れと痛み (押すと痛む)	飛沫 接触	2～3週	耳下腺の腫れる前 7日～ 腫れた後 9日間	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	思春期以後の感染では、睾丸炎や卵巣炎の合併症に注意。無菌性髄膜炎や難聴を合併することがある。
風疹 (三日ばしか)	38℃前後の発熱 淡紅色の発疹 リンパ節の腫れ	飛沫 気道	2～3週	発疹の出る前 7日～ 出た後 7日間	発疹が消えるまで	妊娠初期の感染は奇形児出産率が高い。
水痘 (水ぼうそう)	紅斑 → 水疱 → 膿疱 → かさぶた  軽い発熱	飛沫 接触	2～3週	発疹が出る前 1日～ すべての発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹がかさぶたになるまで	肺炎や脳炎、ライ症候群などの合併症に注意。
咽頭結膜熱 (プール熱)	38～40℃の発熱 のどの痛み 目やに 結膜の充血	飛沫 接触 (結膜)	5～7日	発病してから 2～4週間	主な症状がなくなった後2日を経過するまで	医師の許可があるまで、プールには入らない。
結核	(初期の症状) 発熱、咳、疲労感、 食欲不振 など	飛沫 経口 接触	感染しても臨床症状出現は 一様ではない	一様ではない	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。 (第3種と同じ扱い)	
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐 出血斑	飛沫	1～10日		病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。 (第3種と同じ扱い)	まひやてんかんなどの後遺症が残る場合もある。

◆第3種《飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症》(第1・2種以外で子どもがかかりやすい感染症)

病名	おもな症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間	備考
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	激しい腹痛 水様性の下痢 血便	経口 接触	4～8日	便中に菌が 排出されている期間	病状により医師が感染のおそれがない と認めるまで	溶血性尿毒症症候群などの合併症に 注意。
流行性角結膜炎	目の異物感、充血 まぶたの腫れ 目やに 瞳孔に点状の濁り	飛沫 接触	4～10日		病状により医師が感染のおそれがない と認めるまで	医師の許可が出るまではプールには入 らない。
急性出血性結膜炎 (アポロ病)	目の激しい痛み 結膜が赤くなる 異物感 涙が出る	飛沫 接触	1～2日	発病してから 5～7日間	病状により医師が感染のおそれがない と認めるまで	医師の許可が出るまではプールには入 らない。
伝染性膿痂疹 (とびひ)	顔や手に米粒～豆大の 水疱が破れて膿が出る かゆみ	接 触	2～5日	水泡から膿の出る間	病状により医師が感染のおそれがない と認めるまで	医師の許可が出るまではプールには入 らない。
手足口病	軽い発熱(2～3日) 小さな水疱が口の中や手足にできる	飛沫 経口 接 触	3～5日	のどから 1～2週間 便から 3～4週間	病状により医師が感染のおそれがない と認めるまで	
伝染性紅斑 (リンゴ病)	両ほおに少し盛り上がった じんましんのような発疹 発熱	飛沫	7～14日	かぜ症状～ 発疹が出現するまで	病状により医師が感染のおそれがない と認めるまで	妊婦は感染しないよう、流行期には注 意が必要。
溶連菌感染症	38～39℃の発熱 のどの痛み	飛沫 経口	2～5日		適切な抗生剤治療後24時間を経て解 熱し、全身状態良好となったとき	5～10日程度の抗生剤の内服が推奨 される。

◆第1種《発生はまれだが重大な感染症》(症状等は省略)

病名	出席停止期間
鳥インフルエンザ(H7N9型)	完治するまで
エボラ出血熱	
クリミア・コンゴ出血熱	
痘そう	
南米出血熱	
ペスト	
重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス性のもの)	
中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
マールブルグ病	
ジフテリア	
ラッサ熱	
急性灰白髄炎(ポリオ)	